諮問庁:厚生労働大臣

諮問日:平成30年2月13日(平成30年(行情)諮問第100号) 答申日:平成30年6月4日(平成30年度(行情)答申第94号)

事件名:特定共同指導・共同指導実施通知(特定年度)等の一部開示決定に関

する件

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

「特定共同指導・共同指導実施通知(平成28年度)」及び「特定共同 指導・共同指導結果通知(平成28年度)」(以下「本件対象文書」とい う。)につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開 示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大 臣(以下「厚生労働大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が、平 成29年10月2日付け厚生労働省発保1002第1号により行った一部 開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求めるとい うものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、 おおむね以下のとおりである。

(1)審査請求の趣旨

開示決定処分の取消しを求める。患者名は除く。

(2)審査請求の理由

法5条2号イに該当しない。1号の部分は争わない。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求の経緯
- (1) 本件審査請求人は、平成29年8月2日付けで処分庁に対して、法3 条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを 不服として、平成29年11月13日付け(同日受付)で本件審査請求 を提起したものである。
- 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分で不開示とした部分のうち、審査請求人が

開示を求める部分については、不開示理由として法 5 条 6 号木を追加し、法 5 条 2 号イ及び 6 号木の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

#### 3 理由

#### (1) 本件対象文書の特定について

本件審査請求は、「医療機関に対する監査、指導命令の文書」に関して行われたものである。医療機関に対する監査、指導は、保険局医療課医療指導監査室及び地方厚生局において実施しており、集団指導、集団的個別指導及び個別指導の3形態がある。このうち保険局医療課医療指導監査室が実施しているものは個別指導における共同指導及び特定指導である。

そのため処分庁は、「特定共同指導・共同指導実施通知(平成28年度)」と「特定共同指導・共同指導結果通知(平成28年度)」を本件対象文書として特定した。

# (2) 医療保険制度の概要について

我が国の医療保険制度は、社会保険制度の一つとして、健康保険法 (大正11年法律第70号。以下「健保法」という。)等に基づき、傷 病等について療養の給付を行い、その給付の財源を保険料の拠出と国庫 の負担をもって賄おうとする制度である。

医療保険制度においては、診察、薬剤の支給、処置、手術その他の治療等の療養の給付を担当する病院若しくは診療所又は薬局については、その開設者の申請に基づき、厚生労働大臣が保険医療機関又は保険薬局(以下、併せて「保険医療機関等」という。)として指定することにより、保険診療(保険調剤を含む。以下同じ。)を行うことができることとされている。また、保険医療機関において診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において調剤に従事する薬剤師についても同様に、それらの者の各々の申請に基づき、厚生労働大臣が登録した保険医又は保険薬剤師(以下、併せて「保険医等」という。)でなければならないこととされている。

## (3) 健保法に基づく保険医療機関等に対する指導について

ア 保険医療機関等に対する指導は、保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底を行うことを主眼として行うものであり、①集団指導、②集団的個別指導及び③個別指導の3形態がある。

イ 個別指導の形態としては、①都道府県個別指導、②共同指導及び③ 特定共同指導の3形態があり、本件対象文書は、このうち②共同指導 及び③特定共同指導に係るものである。個別指導の対象となった保険 医療機関等に対しては、文書で指導を行う旨を通知している。

- ウ 共同指導は、①過去における都道府県個別指導にもかかわらず、診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られず、共同指導が必要であると認められる保険医療機関等、②支払基金等から診療内容又は診療報酬の請求に関する連絡があり、共同指導が必要であると認められる保険医療機関等、③集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当するもの、④その他特に共同指導が必要と認められる保険医療機関等に対して行われる。
- エ 特定共同指導は、①医師等の卒業後教育修練や高度な医療を提供する医療機関である臨床研修指定病院、大学付属病院、特定機能病院等の保険医療機関、②同一開設者に係る複数の都道府県に所在する保険医療機関等、③その他緊急性を要する場合であって、特に特定共同指導が必要と認められる保険医療機関等に対して行われる。
- オ 個別指導後の措置としては、診療内容及び診療報酬の請求の妥当性 等により、①概ね妥当、②経過観察、③再指導及び④要監査の措置が 採られ、当該保険医療機関等に対し、指導結果及び指導後の措置につ いて文書により通知し、さらに、当該保険医療機関等に対して、指導 結果で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めている。
- カ また、経済上の措置として、個別指導において診療内容または診療報酬の請求に関して不当な事項を確認したときは、当該保険医療機関等に対し事実の確認を行った上で自主点検をさせ、その結果を基に保険者への自主返還をさせることとしている。その際、自主返還を行う保険医療機関等は、地方厚生(支)局都道府県事務所に返還同意書と共に「返還内訳書」を提出することとされている。

### (4) 不開示情報該当性について

- ア 審査請求人が開示を求める本件不開示部分のうち、保険医療機関等 名及び開設者名等については、法人若しくは事業を営む個人の当該事 業に関する情報又は独立行政法人等が行う事業に関する情報であって、 これを公にすると、共同指導及び特定共同指導を受けたという事実、 指導後の措置の内容並びに指摘事項の内容が保険医療機関等を特定し て明らかになる。
- イ 共同指導及び特定共同指導は、上記(3)ウ及び工に該当する保険 医療機関等に対し実施することとされているが、ウの④及び工の③に は不正請求等の情報提供を理由に共同指導及び特定共同指導が必要と 認められる場合が含まれている。

そして,情報提供には,共同指導及び特定共同指導の対象となった 保険医療機関等を受診している者(患者)や従業員からの情報が含 まれている。 この場合、情報提供を行ったという事実が当該保険医療機関等に知られる又は推察されるところとなれば、当該保険医療機関等から情報提供者に対して様々な不利益を生じさせるおそれがあることに加え、情報提供者が何らかの不利益を被ることとなれば、情報提供者からの行政への信頼が損なわれ、これまで社会正義の観点から情報の提供を行っていた者一般が情報提供を躊躇するなどの自制的な行動につながるおそれがあり、結果として情報提供が行われなくなり、保険医療機関等に対する指導・監査の適正な業務の遂行に支障を生ずるおそれがある。

さらに、共同指導及び特定共同指導を実施した結果、診療内容又は 診療報酬の請求に不正が疑われ、その後、監査へ移行する場合もあ り、保険医療機関等名及び開設者名等を公にすることにより、対象 保険医療機関等が特定され、当該保険医療機関等に対する指導・監 査の適正な業務の遂行に支障を生ずるおそれがあることから、選定 理由は指導対象保険医療機関等を含め公開していない。

- ウ また、保険医療機関等名及び開設者名等を公にすることにより、共同指導及び特定共同指導の対象となった保険医療機関等を特定して、共同指導及び特定共同指導を受けたという事実、指導後の措置の内容並びに指摘事項の内容が公になることによって、上記イの状況を踏まえると、特定の保険医療機関等が不正・不当な保険診療を行っているのではないかとの憶測を呼びかねず、さらに、指導後の措置の内容並びに指摘事項の内容が保険医療機関等の評価指標に利用されることに伴ういわゆる風評被害が発生するなど、特定の保険医療機関等の社会的信用を低下させるおそれ、又は、患者確保等の観点から保険医療機関等にとって不利な影響を及ぼすおそれがあり、特定の保険医療機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- エ そのため、共同指導及び特定共同指導を含む個別指導については、 実施の有無を含め公表していないところであるが、監査の結果、診療 報酬の不正な請求の事実が確認された保険医療機関のうち、指定の取 消を行ったものについては、医療機関名等を含め公表しているところ である。

以上のことから、当該不開示部分は法5条2号イ及び6号ホに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考える。

#### 4 結論

以上のとおり、不開示理由として、法 5 条 6 号木を追加し、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年2月13日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年3月2日 審議

④ 同年5月16日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同月31日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示と する原処分を行った。

審査請求人は、審査請求書(上記第2の2)の記載内容から、原処分で不開示とした部分のうち、法5条2号イに該当するとして不開示とした部分の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、法の適用条項を追加し、審査請求人が開示すべきとしている部分は、同条2号イ及び6号ホに該当するとして、原処分は妥当としていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、当該部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

- 2 不開示情報該当性について
- (1)諮問庁は、不開示情報該当性について、理由説明書(上記第3の3 (3)及び(4))で、おおむね以下のとおり説明する。
  - ア 健保法に基づく保険医療機関等に対する指導について
  - (ア)保険医療機関等に対する指導は、保険診療の取扱い、診療報酬の 請求等に関する事項について周知徹底を行うことを主眼として行う ものであり、①集団指導、②集団的個別指導及び③個別指導の3形 態がある。
  - (イ) 個別指導の形態としては、①都道府県個別指導、②共同指導及び ③特定共同指導の3形態があり、本件対象文書は、このうち②共同 指導及び③特定共同指導に係るものである。個別指導の対象となっ た保険医療機関等に対しては、文書で指導を行う旨を通知している。
  - (ウ) 共同指導は、①過去における都道府県個別指導にもかかわらず、 診療内容又は診療報酬の請求に改善が見られず、共同指導が必要で あると認められる保険医療機関等、②支払基金等から診療内容又は 診療報酬の請求に関する連絡があり、共同指導が必要であると認め られる保険医療機関等、③集団的個別指導を受けた保険医療機関等 のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該 当するもの、④その他特に共同指導が必要と認められる保険医療機 関等に対して行われる。

(エ)特定共同指導は、①医師等の卒業後教育修練や高度な医療を提供する医療機関である臨床研修指定病院、大学付属病院、特定機能病院等の保険医療機関、②同一開設者に係る複数の都道府県に所在する保険医療機関等、③その他緊急性を要する場合であって、特に特定共同指導が必要と認められる保険医療機関等に対して行われる。

## イ 不開示情報該当性について

- (ア)審査請求人が開示を求める本件不開示部分のうち、保険医療機関等名及び開設者名等については、法人若しくは事業を営む個人の当該事業に関する情報又は独立行政法人等が行う事業に関する情報であって、これを公にすると、共同指導及び特定共同指導を受けたという事実、指導後の措置の内容並びに指摘事項の内容が保険医療機関等を特定して明らかになる。
- (イ)保険医療機関等名及び開設者名等を公にすることにより、共同指導及び特定共同指導の対象となった保険医療機関等を特定して、共同指導及び特定共同指導を受けたという事実、指導後の措置の内容並びに指摘事項の内容が公になることによって、特定の保険医療機関等が不正・不当な保険診療を行っているのではないかとの憶測を呼びかねず、さらに、指導後の措置の内容及び指摘事項の内容が保険医療機関等の評価指標に利用されることに伴ういわゆる風評被害が発生するなど、特定の保険医療機関等の社会的信用を低下させるおそれ、又は、患者確保等の観点から保険医療機関等にとって不利な影響を及ぼすおそれがあり、特定の保険医療機関等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。
- (ウ) そのため、共同指導及び特定共同指導を含む個別指導については、 実施の有無を含め公表していないところであるが、監査の結果、診 療報酬の不正な請求の事実が確認された保険医療機関のうち、指定 の取消を行ったものについては、医療機関名等を含め公表している ところである。

以上のことから、当該不開示部分は法5条2号イ及び6号ホに該 当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考 える。

(2) そこで、当審査会において、諮問庁から、「保険医療機関等及び保険 医等の指導及び監査について」(平成7年12月22日付け保発第11 7号各都道府県知事宛厚生省保険局長通知)別添1「指導大綱」の提示 を受け、確認したところ、共同指導及び特定共同指導の対象となる医療 機関の選定基準について以下のとおり記載されていた。

## ア 共同指導

(ア)過去の個別指導にも関わらず、診療内容又は診療報酬の請求に改

善が見られず、共同指導が必要と認められる保険医療機関等

- (イ)支払基金等から診療内容又は診療報酬の請求に関する連絡があり, 共同指導が必要と認められる保険医療機関等
- (ウ)集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお、高点数保険医療機関等に該当するもの(個別指導を受けたものは、この限りではない。)
- (エ) その他, 必要と認められる保険医療機関等

#### イ 特定共同指導

- (ア) 医師等の卒後教育修練や高度な医療を提供する保険医療機関
- (イ) 同一開設者に係る複数の都道府県に所在する保険医療機関等
- (ウ) その他緊急性を要する場合であって、必要と認められる保険医療機関等
- (3)以上を踏まえ、検討する。
  - ア 原処分における不開示部分のうち、審査請求人が開示すべきとして いる部分は、共同指導及び特定共同指導の対象となった保険医療機関 名、開設者名及び住所である。
  - イ 上記(1)の諮問庁の説明のとおり、保険医療機関等に対する共同 指導に関する情報は、一般には保険医療機関等にとって信用低下につ ながるおそれのある情報であることは否定できず、また、特定の保険 医療機関等が共同指導を受けたことが公にされると、当該保険医療機 関等の信用が低下し、現在及び将来の業務上の地位に不利益を与える ことになることも推認されるところであることから、これを公にする ことにより、当該法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれが あるものと認められる。
  - ウ 特定共同指導については、上記(2)イのとおり、不正・不当行為が行われていることを前提として選定しているとはいえず、実施通知の対象となった保険医療機関等を公にしても、必ずしも当該法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとはいい切れない。

しかしながら、本件対象文書中、特定共同指導に係る実施通知には、原処分で不開示とした部分に保険医療機関等の名称、原処分で既に開示されている部分に指導年月日、担当厚生局及び都道府県名が記載されている。一方、当該実施通知に対応する結果通知には、原処分で不開示とした部分に保険医療機関等の名称、原処分で既に開示されている部分に指導年月日、担当厚生局及び都道府県名に加え、診療内容及び診療報酬の請求に関して適正を欠く部分が認められるとの記載が認められた。

そうすると、特定共同指導に係る実施通知に記載された保険医療機 関名等医療機関の特定につながる情報を公にすると、当該実施通知 に記載されている指導年月日,担当厚生局及び都道府県名から,それに対応する結果通知が特定されてしまい,当該保険医療機関が特定共同指導の結果,診療内容及び診療報酬の請求に関して適正を欠く部分があるとして,指導を受けた事実が公にされるものと認められる。

エ 共同指導の対象として選定されたという情報及び特定共同指導の結果、診療内容及び診療報酬の請求に関して適正を欠く部分があるとして、指導を受けたという情報は、一般には当該保険医療機関等にとって信用低下につながるおそれのある情報であることは否定できず、また、特定の保険医療機関等が、共同指導又は特定共同指導により、診療内容及び診療報酬の請求に関して適正を欠く部分があるとして、指導を受けたことが公にされると、当該保険医療機関等の信用が低下し、現在及び将来の業務上の地位に不利益を与えることになると推認されるところであることから、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分のうち、法5条2号に規定する法人等については、同号イに、その余の法人等については、同条6号ホに、それ ぞれ該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号 イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべ きとし、諮問庁が同条2号イ及び6号ホに該当することから不開示とすべ きとしている部分は、同条2号イ及び6号ホに該当すると認められるので、 不開示としたことは妥当であると判断した。

## (第3部会)

委員 岡島敦子,委員 葭葉裕子,委員 渡井理佳子